

令和2年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（第1回）

日時：令和2年11月5日（木）9：00～11：00

場所：横浜市役所18階会議室「なみき14・15」

次第

- 1 こども青少年局長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 令和2年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進体制について
- 4 これまでの取組の振り返り及び今後の方向性について
- 5 令和2年度の重点取組の進捗状況について
- 6 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の策定について
- 7 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に係る実態把握のための調査概要について（案）

【配布資料】

- 資料1-1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿
- 資料1-2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料3 令和2年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進体制について
- 資料4 これまでの取組の振り返り及び今後の方向性
- 資料5 令和2年度の重点取組の進捗状況
- 資料6 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の策定について
- 資料7 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に係る実態把握のための調査概要について（案）

令和2年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿

【有識者・支援団体等】

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	ア オ ト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代 表
2	オ キ ノ マ サ ミ 沖 野 真 砂 美	横浜市主任児童委員協議会 南区代表
3	イ ケ タ セ イ シ 池 田 誠 司	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
4	ハ マ タ シズ エ 濱 田 静 江	社会福祉法人たすけあいゆい理事長 (児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木・さくらの木センター長)
5	ヒ グ チ マ ミ 樋 口 真 実	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜北 管理事業課長
6	マ ツ ハ シ ヒ デ ユ キ 松 橋 秀 之	特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
7	ユ ザ フ ナ オ ミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教 授
8	フ タ ナ ベ カ ツ ミ 渡 辺 克 美	よこはま南部ユースプラザ 施設長

【行政職員】

(機構順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	セ ト シ ヨ ウ コ 瀬 戸 晶 子	中区福祉保健センターこども家庭支援課長
2	シ マ ダ フ ミ コ 島 田 三 三 子	横浜市天王町保育園 園長
3	ゴ ウ ハ ラ ヒ ロ フ ミ 郷 原 寛 史	保土ヶ谷区福祉保健センター生活支援課長
4	カ ワ ジ リ モ ト ハ ル 川 尻 基 晴	こども青少年局西部児童相談所長
5	オ グ ラ カ ツ ヒ コ 小 倉 克 彦	横浜市中沢小学校 校長

令和2年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿

	所 属 ・ 補 職	氏 名
局長	こども青少年局長	齋 藤 聖
部長	こども青少年局副局長(総務部長)	本 田 和 彦
課長	こども青少年局企画調整課長	谷 口 千 尋
	こども青少年局青少年育成課長	金 子 利 恵
	こども青少年局青少年相談センター所長	高 田 裕 子
	こども青少年局放課後児童育成課長	松 原 実 千 代
	こども青少年局こども家庭課長	奥 津 正 仁
	こども青少年局こども家庭課児童施設担当課長	安 藤 敦 久
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	畑 岡 真 紀
	こども青少年局障害児福祉保健課長	内 田 太 郎
	こども青少年局子育て支援課長	田 口 香 苗
	こども青少年局保育・教育運営課長	小 田 繁 治
	こども青少年局保育・教育人材課長	甘 粕 垂 矢
	政策局政策課担当課長	佐 藤 潤
	健康福祉局企画課長	粟 屋 し ら べ
	健康福祉局生活支援課長	岩 井 一 芳
	健康福祉局福祉保健課長	新 井 隆 哲
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	石 田 恵 実 子
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	須 山 次 郎
教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	宮 生 和 郎	
係長	こども青少年局企画調整課企画調整課担当係長	田 邊 保
	健康福祉局企画課企画係長	石 井 正 則
	健康福祉局福祉保健課担当係長	松 島 雄 一
	健康福祉局生活支援課自立支援担当係長	吉 澤 利 昭
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	大 濱 隼

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁)
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

(委員)

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会議)

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(分科会)

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議(分科会を含む)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

令和 2 年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進体制について

令和元年度に引き続き、子どもの貧困対策に関する計画推進会議（外部有識者等による懇談会）及び庁内連絡会（関係区局による内部会議）を設置し、関係区局の連携強化、2 年度予算における重点取組の推進及び次期計画策定に向けた検討等を進めます。

（1）子どもの貧困対策に関する計画推進会議（外部有識者等による懇談会）

ア 目的

計画の推進等にあたり、以下の目的のため、平成 28 年度より設置しています。

- ① 計画の進捗状況の報告（毎年度）
- ② 計画の推進に関する意見交換
- ③ 子どもの貧困対策の取組に関する意見交換 等

イ メンバー構成

学識経験者、子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者の方、学校関係者、行政職員
（令和 2 年度 13 人）

（2）庁内連絡会

ア 目的

教育、福祉、子育て支援等の分野をまたぐ子どもの貧困対策において、関係区局の情報共有と連携強化を図り、一体となって計画を推進することを目的に開催しています。

イ メンバー構成

こども青少年局、教育委員会事務局、健康福祉局、政策局及び各区の関係課職員（課長級）

（3）計画推進会議開催時期及び主な意見交換テーマ

令和 2 年度は計画の進捗等に加え、第 2 計画の策定に向けて、本市の子どもの貧困に関する実態把握のための調査や、計画の基本的な方向性等について意見交換させていただきます。

	計画推進会議 開催時期	主な意見交換テーマ
第 1 回	令和 2 年 11 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度の重点取組の進捗状況について ・ 「第 2 期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の策定について ・ 次期計画策定に係る実態把握のための調査概要について 等
第 2 回	令和 3 年 2 月頃 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年度予算について ・ 次期計画骨子案に関する意見交換 ・ 実態把握のための調査-調査結果速報の共有 等

※庁内連絡会は計画推進会議や予算編成のタイミングに合わせて開催します。

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」令和元年度の振り返り（案）

1 計画の進ちょく状況把握のための目標値に関する振り返り

対象	目標	計画策定時	H30年度実績	R元年度実績	目標値(令和2年度)	これまでの取組	今後の取組・方向性
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3% (26年度)	96.2%	96.8%	95.7% (※1)以上	「妊娠の届出」をした妊婦に対しては、看護職が面接を実施し、妊娠に伴う心身の変化や出産前後の支援の有無等を伺うとともに、母子健康手帳や子育てガイドブックをお渡しして、妊婦健診等の受診勧奨や、子育て支援に関する情報をお伝えしました。また、29年度からは、母子保健コーディネーターを3区にモデル配置し、妊娠から産後4か月までの切れ目のない支援を行いました。	子育て世代包括支援センター本格実施を進め、妊娠期からの相談体制を強化することで「妊娠届出者に対する面接」と、その後の継続的な支援を充実させていきます。
未就学期	保育所等待機児童数	8人 (27年4月)	46人 (31年4月)	27人 (2年4月)	0人 (※1)	増加する保育ニーズに対応するため、既存の保育・教育資源を最大限活用した上で必要な保育所等を整備するなど、受入枠を2,279人分拡大しました。また、保育士宿泊借上げ支援事業の拡充や、保育士の負担軽減のため「朝夕等の児童が少数になる時間帯における保育士配置に係る特例」を新たに実施するなど、保育者の確保支援に取り組みました。 保育所等利用申請者数が過去最大の71,933人となる中、令和2年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は27人（対前年度比で19人減）となりました。	待機児童解消に向け、保育所等における定員構成の見直しや、2歳児受入れを実施する幼稚園への開設準備費及び運営費の補助額の拡充など、既存資源を活用するとともに、保育ニーズが高いエリアで重点的に保育所等の整備等を進め、2,155人分の受入枠を確保します。また、厳しさを増している保育者の確保に向け、預かり保育事業や2歳児受入れを実施する幼稚園が幼稚園教諭等に支給する住居手当の補助を新たに実施するなど、採用、定着に係る取組の継続、充実を図ります。 さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。
未就学期・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	53.4% (26年度)	66.6%	84.9%	78.6% (※1)以上	幼児期の保育・教育から小学校教育への円滑な接続を図るカリキュラムのベースとなる「横浜版接続期カリキュラム」を平成29年度に改訂し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校などに配付しました。	幼保小連携推進地区事業や区教育交流事業を充実させると共に、令和元年度新規事業である「接続期カリキュラム研究推進地区」での研究を進め、地域の園と学校で接続期カリキュラムを協働で作成し、実施できるようにします。
小・中学生	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合（26年度）	小:74.2%	小:82.0%	小:80.0%	小:75.0% (※2)以上	人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を発信しました。 また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面で効果的に活用ができるよう、校内研修の推進に力を入れました。	これまでの取組同様、人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を各区人権教育推進協議会、人権啓発研修Ⅱ、人権教育だより等で区、市に広く発信していきます。 仲間との良好な関係、集団への積極的な関わりを自ら育む資質・能力を身に付けることができる「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面で効果的に活用していきます。また、効果的な活用ができるよう、校内研修や研修指導者の養成に力を入れていきます。
		中:64.2%	中:75.9%	中:70.5%	中:65.0% (※2)以上		
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	69.8% (26年度)	70.0%	67.1%	75.0% (※2)以上	はまっ子未来カンパニープロジェクト（文部科学省委託事業）等の実施により、地域課題や社会課題の解決に向けた企業等との連携した取組を通じて、子どもたちの地域貢献や社会参画の意識を育み、その取組の成果を学習発表会やパンフレットの作成・配付により、全市立学校に発信しました。	自分づくり教育実践事例集やはまっ子未来カンパニープロジェクトパンフレットの配付等により、全市立学校へ情報を発信し、より多くの学校に参加を呼び掛けていきます。
	高校進学に向けて寄り添い型学習支援事業に参加する子どもの数	488人 (26年度)	950人	1,055人	1,200人	中学生の受け入れ人数の拡大のため、各区の実情に応じて受け入れ枠の拡大を進めました。また、令和元年度にモデル事業として実施していた高校生世代支援を、高校中退防止の取組と一体的に運営することとし、18区での実施を開始しました。	こども青少年局、教育委員会事務局とも連携を図りながら、各区の実情、生徒や世帯の状況を踏まえながら区と協力していきます。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大による会場の定員制限等がある中でも、受入人数を制限することなく支援を継続できるよう、必要に応じて実施会場の分散化を実施します。
高校生	市立高等学校における就学継続率(※3)	93.1% (26年度)	92.7%	93.5%	95.0%以上	平成27年度にすべての市立高等学校にスクールカウンセラーを配置しました。また、定時制高校である横浜総合高校には相談ニーズの増に合わせ、29年度から配置人数を増やしました。	引き続き、生徒の相談にきめ細かく対応できるような体制を維持していきます。
	市立高等学校における卒業時の進路決定率(※4)	97.9% (26年度)	98.2%	96.1%	99.0%以上	すべての市立高等学校でキャリア教育を推進するとともに、定時制高校では「学び直し」講座による基礎学力の向上や、産業カウンセラーの派遣による進路指導の充実を図りました。	引き続き、生徒の進路決定を支援できるような施策を推進していきます。
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,082人 (26年度)	1,038人	1,198人	1,500人 (※1)以上	若者自立支援機関等における若者の自立に向けた個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組みしました。 また、支援が必要な若者を支援につなぐために、地域ユースプラザが、区役所でのひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談や各区でのひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施するなど、より身近な地域に出向いた支援等に取り組みしました。 さらに、広報よこはま等への掲載や、若者自立支援講演会等を通じて広報・啓発を行いました。	引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた段階的支援を行います。 支援が必要な若者を支援につなぐために、引き続き、広報に積極的に取り組むとともに、セミナーや相談会など、より身近な地域に出向いた取組を充実させます。
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数	303人 (26年度)	1,953人 (26年度～5か年累計) 30年度:460人	2,290人 (26年度～6か年累計) R元年度:337人	1,900人 (※1)以上 (26年度～7か年累計)	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就労支援員による一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援の実施のほか、区においても必要に応じて相談やサポートを実施しました。	今後も、ひとり親家庭の個々の状況に合わせた能力開発や就労支援など、伴走型の自立支援を推進します。

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値（平成31年度）

※2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値（平成30年度）

※3 就学継続率は卒業生数を入学者数で割った値

※4 進路決定率は進路決定者数を卒業生数で割った値

2 施策の柱ごとの振り返り（令和元年度）

【子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進 ～子どもの貧困対策の基盤～】

一人ひとりの発達に応じた未就学期からの育ちの積み重ねを大切に、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性を保障する教育・保育を提供することで、子どもの育ちや学びを支える基盤となる自己有用感や自己肯定感を育みます。

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○乳幼児期の教育・保育の保障、私立幼稚園就園奨励補助（多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減）	令和元年10月より開始となった幼児教育・保育の無償化により、0歳児から2歳児の市民税非課税世帯及び3歳児から5歳児（幼稚園、認定こども園は満3歳から）の保育所等利用料が0円となりました。なお、無償化の制度開始に伴い令和元年9月分をもって私立幼稚園就園奨励補助が廃止となりました。	引き続きわかりやすい利用者負担額の周知を行っていきます。
○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続	保育所保育指針や幼稚園教育要領、小学校学習指導要領等の改訂（定）を受け、平成29年度に「横浜市版接続期カリキュラム」を改訂し、幼保小連携の取組の一層の充実を図りました。子ども同士の交流や職員連携が進んだ一方で、地域の園と学校が協働して接続期カリキュラムを作成するには至っていません。	推進地区事業や区教育交流事業を充実させると共に、令和元年度新規事業である「接続期カリキュラム研究推進地区事業」での研究を進め、地域の園と学校で顔の見える関係をつくり、協働して接続期カリキュラムを作成し、実施できるようにします。
○一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】	各学校において、「横浜市学力・学習状況調査」の結果を基にした分析チャートを活用し、「学力向上アクションプラン」に基づいた授業改善を進めるとともに、習熟度別指導や個別の学習支援を行いました。	「横浜市子ども学力向上プログラム」を改訂し、各学校がより「個」に応じた学習を推進できるような「学力向上アクションプラン」の作成を支援し、今後も学力層と生活や学習に関する意識との関わりを踏まえた学習の支援を組織的に行っていきます。
○子どもの社会的スキルの向上【教育】	つらい思いをしている子どもが援助希求できるスキルを獲得し、人とつながることは安心することだと気付くことができるプログラムとして「SOSサインの出し方教育プログラム」（横浜プログラム四訂版）を作成し、発出しました。また、指導者養成研修を開催し、校内や区で研修を実施できる人材養成を推進しました。全市立学校における活用を広めていくことが急務と捉えているため、管理職の理解と協力を得て、学校全体で組織的な取組を推進できるようにしていくことが課題となっています。	実践推進校を募集し、学校単位での活用を推進していきます。また、学校全体の取組を推進していくことで、教育課程に位置づけた取組実践に結び付けていきます。
○食育の推進及び生活環境により昼食の用意が困難な生徒等へのハマ弁を活用した支援【教育】	食育実践推進校に指定した市立学校において、食育のモデル的取組を実践し、成果を食育推進研修会等で発信しました。また、平成29年1月から「ハマ弁による昼食支援」を実施し、生活環境により昼食の用意が困難な生徒への支援として無償でハマ弁を提供しています。令和元年8月からは、対象者を就学援助・生活保護受給者に拡大し、支援を必要とするより多く生徒に無償提供しました。	食育実践推進校については、引き続き小・中・特別支援学校等を指定するとともに、栄養教諭・学校栄養職員の配置がない各学校において、栄養教諭を中核とした食育推進ネットワークを拡充することにより各学校における食育を推進するとともに、食育推進研修会等において、実践例を提示しながら市立学校に発信していきます。また、「ハマ弁による昼食支援」については、引き続き、学校・保護者に制度を周知するとともに、区役所の福祉関係部署と連携して必要とする生徒に支援が行き届くように取組を進めていきます。
○地域と連携した放課後の学習支援（放課後学び場事業）【教育】	平成28年度より、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない中学生を対象とした学習支援を開始しました。また、令和元年度から小学生を対象とした学習支援も開始しました。	今後も各学校へ周知し、実施校を増やしていきます。
○自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり【教育】	道徳授業力向上推進校36校（各区小学校1校・中学校1校）における道徳教育の研究推進を実施しました。また、平成29年度から「特別の教科 道徳」を国に先駆けて実施し、「特別の教科 道徳 サポートブック」を作成して、道徳教育の充実・強化に向けて取り組みました。 人権教育推進校を中心に子どもの自尊感情をはぐくむ取組を進めてきました。	道徳授業力向上推進校の取組を継続するとともに、「考え、議論する」道徳教育の充実を通して、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を一層高めていきます。 重点取組として、「自尊感情をはぐくむ取組」を掲げ、学校の様々な取組の中で自尊感情をはぐくむ意識を高めていきます。
○発達の段階に応じたキャリア教育の推進【教育】	はまっ子未来カンパニープロジェクト等の実施により、地域課題や社会課題の解決に向けた企業等と連携した取組を通じて、子どもたちの地域貢献や社会参画意識を育み、その取組の成果を学習発表会やパンフレットの作成・配付により、全市立学校に発信しました。	自分づくり教育実践事例集やはまっ子未来カンパニープロジェクトパンフレットの配付等により、全市立学校へ情報を発信し、より多くの学校に参加を呼び掛けていきます。また、はまっ子未来カンパニープロジェクトは、文部科学省の委託事業のため、国費が打ち切られた際にも事業を継続できるよう、協賛金等による財源の確保を図っていきます。
○登校支援の取組【教育】	不登校児童生徒への支援の充実を図るため、令和元年度以降のハートフルスペース・ハートフルルームの拡張等の方向性について中期4か年計画及び第3期教育振興基本計画に位置づけ、令和元年度にハートフルスペース1箇所の拡張を実施しました。	引き続き、計画に基づき、ハートフルスペース・ハートフルルームの拡張等を行っていきます。
○貧困問題の学校における理解促進【教育】	初任者研修、人材育成マネジメント研修等キャリアステージに応じた研修の中で、子どもの人権、子どもの行動理由となる背景の理解の大切さを伝えました。	「子どもの貧困」をテーマにした研修の企画や、支援機関との連携により、子どもの現実を確実にとらえていきます。

【施策1 気づく・つなぐ・見守る】

妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで困難を抱える子ども・若者、家庭に、保育所・幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中で気づき、関係機関のネットワークを充実させることで支援につなげていきます。また、地域の中で、困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

1 母子保健施策・地域子育て支援施策

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○妊娠期から子育て期にわたる相談支援	妊娠・出産に関する知識の普及啓発や妊婦健康診査、こんにちは赤ちゃん訪問事業、新生児訪問、乳幼児健康診査など、妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない支援を行いました。	令和2年度に7区（鶴見区、西区ほか）への母子保健コーディネーター配置により、全区配置を完了することで、妊娠・出産・子育てマイカレンダーの作成件数についても想定どおり増加する見込みです。このような取組により横浜市版子育て世代包括支援センター機能を確立することで、妊娠期からの相談支援を充実させます。
○地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施	各区にある地域子育て支援拠点及び乳幼児人口が多い区に整備する拠点サテライトにおいて、専任の職員が保護者からの相談に対応し、必要に応じ専門機関へつなぐなど、適切な支援を実施しました。また、多様な相談への対応が可能となるよう、実践に即したフォローアップ研修を実施しました。	新規に設置する拠点サテライトにおいても、順次事業を開始します。また、より多様な相談への対応やつなぎが可能になるよう、関係機関との連携を深め、フォローアップ研修についても引き続き実施します。

2 学校と区役所等の連携

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○区役所の学齢期対応の窓口の一本化	平成27年度から、区役所における学齢期の相談窓口を学校連携・こども担当ラインで実施する整理がなされ、窓口が一本化されました。	今後も教育委員会とこども青少年局が連携し、区役所における学齢期の相談体制の位置づけ、あり方等を検討していきます。
○スクールソーシャルワーカー・カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】	学校の窓口である専任教諭とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む関係機関との連携を強化し、課題を抱える児童生徒に対する支援を継続的に実施しました。スクールソーシャルワーカーについては、学校教育事務所への要請を必要とする派遣型の支援から、全小・中・義務教育学校を定期的に訪問する巡回型の支援に完全移行しました。	スクールカウンセラーについては、小中一貫型配置の更なる有効活用を行います。スクールソーシャルワーカーについては、学校が福祉行政と連携し、地域とともに児童生徒を支え見守る体制を構築できるよう、一人のスクールソーシャルワーカーが担当する中学校ブロックの数を検討するなどの体制強化を図ります。
○高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】	平成27年度からスクールカウンセラーを市立高校全校に配置しました。また、産業カウンセラーを28年度は定時制高校2校に、29年度からは定時制高校2校を含む4校に配置しました。	カウンセラー配置数の拡充や教職員のスキルアップを図ることを検討していきます。

3 総合的な児童虐待防止対策の推進

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○児童虐待防止啓発地域連携事業	児童虐待防止に向けて、区民向けに児童虐待についての理解を深めるための広報・啓発活動を実施しました。また、関係機関と区の連携が進み、個別ケース検討会議の回数が増加しています。	児童虐待相談対応件数は増加しており、区・児童相談所と保育所・学校・警察・医療機関等の関係機関が連携強化を図り、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。
○保育所等での見守り強化	児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行いました。	関係機関との連携を深めながら、引き続き見守りを行っていきます。
○児童相談所等の相談・支援体制の充実	児童相談所では増加する相談・通告に対応し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できるように専門性の高い職員の人材育成を図るため、児童福祉司任用前講習会・任用後研修のほか各種実務研修の実施やOJTの強化に取り組みました。また、よこはま子ども虐待ホットラインの運営等により、夜間・休日においても、緊急の児童虐待通告や相談に対して、迅速に対応しました。	児童虐待相談の対応件数の増加及び複雑化・深刻化する児童虐待へ対応できる専門性が高い職員の人材育成と保育園や学校、警察等の他機関との連携を図っていきます。

4 生活困窮者への自立支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】 ○地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】	区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化として、各区の福祉保健センターに自立相談支援機関（相談窓口）を設置し、生活困窮者に対する包括的な相談支援を実施しました。地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進として、対象者の早期発見と必要な支援につなぐため、関係機関や地域の身近な相談窓口等とのネットワーク構築を進めました。一方、地域社会から孤立している場合など、潜在的な支援ニーズへの対応が必要となっています。	生活困窮者自立支援については、課題が深刻化する前の段階から早期支援につなげるため、地域ケアプラザをはじめとする地域の身近な相談窓口等とのネットワークを強化し、潜在的なニーズの掘り起こしを行っていきます。

5 子どもを支える地域の取組の支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○地域における子どもの居場所づくり推進事業	平成29・30年度にかけて「子ども食堂」等地域の取組の創設・継続を支援し、効果的な支援方法をまとめるためのモデル事業を実施しました。令和元年度よりモデル事業で取り組んだ内容や成果を踏まえ、市全域で子ども食堂等の取組が推進されるよう、機運の醸成や補助金の全区展開をはじめ、子どもの居場所づくりアドバイザー派遣事業を開始するなど、総合的な支援に取り組めます。	新型コロナウイルス感染症禍においても、地域の子どもの居場所の活動が継続され、子どもや家庭とのつながりを維持していけるよう、効果的な支援方策を検討し、実施していきます。

6 困難を抱える若者の相談・機会の充実

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○区役所におけるひきこもり等の専門相談 ○ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施	平成29年度から区役所におけるひきこもり等の困難を抱える専門相談の実施をしました（全区・月2回）。また、30年度から、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施しました。	支援につながっていない方を支援につなぐために、今後も区役所における専門相談やひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施します。また、これらの取組について、広報よこはまや地域情報誌等を活用し、区と連携して広く周知していきます。

【施策2 子どもの育ち・成長を守る】

困難を抱える子どもに対して、質の高い乳幼児期の教育・保育を提供することにより、子どもが自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長できるよう、子どもや家庭の子育てを支えます。また、学齢期の子どもの放課後の居場所や青少年の地域の居場所を充実させることで、その成長を支えていきます。さらに、ひとり親家庭等に対する生活面や学習面での個別のサポートを強化することで、困難を抱えやすい家庭の子どもの育ち・成長を守るとともに、基本的な生活習慣の定着を図り、学齢期以降の学習習慣の基盤を整えます。

1 子どもの育ち・成長の保障

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○学齢期以降の子どもの居場所	主に中・高校生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる居場所を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援しました。 また、令和元年度まで青葉区「市ケ尾ユースプロジェクト」により区内での青少年育成に係るノウハウが積み重なり、気運が高まったことから、令和2年度の青少年の地域活動拠点の新規設置予算計上に結びました。	青少年の居場所や多様な体験機会の積極的な提供により、子ども・青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。 都筑区において青少年の地域活動拠点のスタッフが地域に出向き、地域人材や既存施設との連携を強化することで、地域で青少年を見守る環境づくりを推進するとともに、青少年の抱える課題を早期に把握し、支援に繋げる事業をモデル的に実施し、青少年の地域活動拠点の機能強化を図ります。

2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○ひとり親家庭児童への生活・学習支援（旧：ひとり親家庭児童の生活・学習支援（モデル事業）・R2～：思春期・接続期支援事業）	平成28年度から鶴見区・瀬谷区の2区においてモデル事業を実施し、ひとり親家庭の児童に対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、基本的な生活習慣の習得と健全育成を図りました。	令和2年度から事業転換を図り、ひとり親家庭の子に対する学習支援及び親に対する相談支援を実施します。
○ひとり親家庭等日常生活支援事業	就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っているひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援しました。また、小学生以下のお子さんを養育している家庭については、保護者が就業のため帰宅時間が遅くなる場合には、定期的な家庭生活支援員の派遣を可能とし、子どもの生活や子育てを支援しました。	実施事業者やヘルパーの確保が難しく、ニーズがあっても対応できない場合があるため、事業者への働きかけを通じて、受託事業者の増に取組みます。
○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給しました。	制度の周知を進め、利用につなげていきます。
○ひとり親家庭等医療費助成【健福】	健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を助成し、生活の安定を支援しました。	引き続き助成を行うことで、生活の安定を支援します。
○就学援助・私立学校等就学奨励制度【教育】	経済的な理由でお困りの方に対して援助をしました。なお、就学援助費制度について、平成29年度から中学校、30年度から小学校の入学準備費の入学前支給を行っています。	引き続き小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などの援助を行います。
○横浜型児童家庭支援センター	養育支援が必要な家庭・児童等が地域で安定した生活ができるよう、養育相談や一時預かりなどを区役所や児童相談所と連携して行いました。	令和2年度末までに全区に整備するという目標の達成に向け、公募等を進めています。

【施策3 貧困の連鎖を断つ】

学校での学習だけでなく、地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図ります。特に、将来の社会的・経済的自立につなげるため、困難を抱える中学生に対し、高校進学に向けた学習支援の充実を図り、社会で求められる知識・能力及び社会性等を身に付けることで職業選択の幅を広げます。また、学校や区役所、民間による相談支援や、経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

1 学習支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○寄り添い型学習支援事業【健福】	生活保護世帯等の子どもを対象に、学習活動等の支援を行い、学習習慣を身につけ、高校進学を促進することで、高校への進学率向上に寄与しました。また、令和元年度にモデル事業として実施していた高校生世代支援を、高校中退防止の取組と一体的に運営することとし、18区での実施を開始しました。	新型コロナウイルス感染症感染拡大による会場の定員制限等がある中でも、受入人数を制限することなく支援を継続できるよう、必要に応じて実施会場の分散化を実施します。
○寄り添い型生活支援事業	養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、基本的な生活習慣を身につけるための支援や学習支援を行いました。平成28～令和元年度にかけて、実施か所数を7か所拡充し、現在14か所で実施しています。	支援を必要とする家庭に育つ小・中学生は各区にいと想定されるため、引き続き事業を拡充していきます。

2 進学支援・就学継続支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○被保護者自立支援プログラム（教育支援事業）【健福】	区生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生および高校生世代（概ね16～19歳）とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等、進学・就学に向けた支援を行いました。	引き続き支援が必要な生活保護受給世帯の支援を行うとともに、高校生世代に対する支援等について関係機関と連携して支援を進めていきます。
○高校奨学金【教育】	経済的な理由や家庭の事情により、高等学校での修学が困難な方へ返還不要の高等学校奨学金の支給や定時制高等学校教科書費の給付などを行いました。	引き続き給付を行うとともに、支給対象者の拡充等を進めます。

【施策4 困難を抱える若者の力を育む】

地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進することにより、これまで支援機関につながらなかった若者を支援に結び付けます。また、専門機関の支援体制の充実により、初期相談からの段階的な支援により自立を促していきます。さらに、専門機関と地域が連携しながら、必要に応じて自立後の支援にも取り組むなど、困難を抱える若者が、地域社会の中で見守られつつ、自立して暮らしていくことができる環境づくりを進め、若者の現在および将来の生活の安定を図ります。

1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○青少年相談センターにおける相談・支援事業	青少年に関する総合的な相談（電話相談、来所による個別相談及び家庭訪問）や青少年の自立及び社会参加の支援（不登校・ひきこもり等の青少年を対象に、対人関係の調整や社会参加を支援するためのグループ活動や宿泊体験、家族セミナーなどによる家族支援等）、青少年の問題に関する情報の提供及び普及啓発、子ども・若者への支援者を対象としてスキルアップ研修の実施に取り組みました。	今後も青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、関係機関等への専門的な助言、研修等による人材育成、関係機関や地域との連携など若者支援機関としての取組を強化します。
○地域ユースプラザ事業	地域における青少年に関する総合相談（電話相談、来所相談等）や区役所におけるひきこもり等の困難を抱える専門相談の実施の実施（平成29年度から開始、全区において月2回）、ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営、社会体験・就労体験プログラムの実施等を行いました。	地域の方の困難を抱える若者への理解を促進するとともに、支援につながっていない若者やその家族を支援につなげるために、身近な地域に出向いた活動を行っています。
○若者サポートステーション事業	困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援しました。 また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等の実施や、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援しました。	景気が拡張局面にあるなど社会的背景の影響を受け、利用者数が伸び悩むといったことがある一方で、現時点でも支援が行き届いていない若者が多くいることが予想されるため、引き続き広報の強化による利用促進を図っていきます。
○よこはま型若者自立塾における支援	長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、低下した体力を回復するための体力づくりを行うとともに、合宿型訓練による共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人とのかかわり方の習得など、生活改善に向けた支援を行うことにより、若者の社会的・経済的自立を推進しました。	合宿型訓練は、利用者が利用に際してハードルが高いと感じることが多いため、事前の体験プログラム（一泊体験合宿、通所体験プログラム）等を充実させていきます。引き続き、利用につながりやすい事業にするため、事業スキーム等を運営事業者とともに検討していきます。

2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○施設等退所後児童アフターケア事業	児童養護施設等に入所中の児童及び退所者に対し、支援コーディネーターが、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供、相談、支援等を行いました。また、年度中に18歳到達等により施設を退所する児童の継続支援計画を、施設職員や里親、児童相談所等と連携して作成し、退所後の支援につなげました。	引き続き、18歳到達等により施設等を退所する児童について、退所前から支援コーディネーターが児童本人、施設職員や里親、児童相談所等と連携して継続支援計画を作成し、退所後の必要な支援につなげていきます。

【施策5 生活基盤を整える】

現金給付等の経済的な支援により、暮らしを保障するとともに、保護者への就労促進等により、生活自立に向けて支援します。

1 生活基盤を支える現金給付

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○生活保護【健福】	生活困窮者に対して、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立に向けた相談援助を行いました。	引き続き、支給を行い、最低限度の生活を保障し、自立に向けた相談援助を行います。
○児童扶養手当	令和元年11月支給分から、支給回数を年3回から年6回（隔月）に変更しました。	引き続き、今後も適正な審査及び円滑な支給を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与していきます。

2 保護者の就労促進

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】	区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い、自立を促すとともに、すぐに就労に結びつかない被保護者に対しては、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通じ、就労実現に向けた支援を行うなど、就労への意欲を高める取組を行いました。	被保護者自立支援プログラム（就労支援事業）については、就労支援対象者数が増加してきており、生活保護受給者のうち就労可能な受給者がより多く就労できるよう、様々な事業と連携しながら取組を推進していきます。
○母子・父子家庭自立支援給付金事業 ○高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭等の保護者が、適職に就くために必要な技術や資格を取得するための講座を受講した場合の受講料の支給や、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するための修業期間の生活費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするるとともに、より良い条件での就職や転職へつなげました。	他の制度との併給の可否が分かりにくいという声があるため、案内チラシやホームページの内容の改善に取り組みます。
○母子家庭等就業・自立支援センター	ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、就労相談・講習会、弁護士等による専門的な相談などを関係機関と連携しながら実施しました。	引き続き、ひとり親家庭の個々の状況に合わせた能力開発や就労支援に取り組みます。

3 子育て世帯への経済的支援等

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として、当該児童の養育者に手当を支給しました。	今後も適正な審査及び円滑な支給を行い、児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を支援します。
○小児医療費助成【健福】	平成31年4月から、通院助成を「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に拡大しました。令和3年4月からは、2歳児までの所得制限をなくします。	引き続き助成を行うことで、生活の安定を支援します。
○新たな住宅セーフティネット事業【建築】	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）として登録された住宅のうち、要件を満たす一部の住宅に対する家賃及び家賃債務保証料の補助制度を実施しているほか、ひとり親向けシェアハウスの供給を促進するよう、セーフティネット住宅の登録基準を令和2年6月に緩和しました。 また、宅地建物取引業者、居住支援団体、民間団体及び横浜市関係課で構成される「横浜市居住支援協議会」を平成30年10月に設立し、住宅確保要配慮者や住宅確保要配慮者を受け入れるオーナーを対象とした相談窓口を令和元年8月に開設しました。	横浜市居住支援協議会と連携し、子育て世帯や児童養護施設等退所者を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化や居住支援の取組を進めていきます。

令和2年度の重点取組の進捗状況（令和2年9月末時点）

資料5

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和2年9月末の状況
寄り添い型生活支援事業 《青少年育成課》	○養育環境に課題がある家庭に育つ子どもの生活習慣（食事、歯磨き、掃除など）の習得及び学習支援を実施。 【実施か所数】3か所増（2年度：17か所）	14か所にて実施中（今年度中に3か所新規実施予定）
寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局》	○貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施 ○高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を全区で実施します。 【中学生の受入数】145人増（2年度：1,200人）	・「高校生世代支援」を18区で実施 【登録者数】1,127人 ※令和2年8月末時点
放課後学び場事業 《教育委員会事務局 学校支援・地域連携課》	○家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施。 【実施校数】小学校36校（15校増） 中学校80校（4校増）	【申請校数】 小学校：37校 中学校：62校
就学援助等対象者へのハマ弁の提供 《教育委員会事務局 健康教育課》	○就学援助等対象者へのハマ弁による支援について、必要とするより多くの生徒に支援が行き届くよう、年間を通じて実施。	【認定数】：5,288名 【認定率】：40.3%

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業名	取組及び新規・拡充内容	令和2年9月末の状況
地域における子どもの居場所づくり推進事業 《企画調整課》	○「子ども食堂」等の地域の取組が推進されるよう、機運の醸成や立ち上げ・継続支援等を実施。 ・子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援 ・月2回以上の取組の立ち上げ等に対する補助金交付 ・フォーラムの開催やHPでの情報提供・発信等	・感染症の影響により、事業の実施を見送っている状況。
ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施（地域ユースプラザ事業） 《青少年相談センター》	○支援につながっていないひきこもりの方を支援につなげるため、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施します。（18区：各区1回）	都筑区において、1回開催（9月）。 ※他区についても、12月頃までに順次開催予定
困難を抱える高校生支援事業（市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援） 《教育委員会事務局 高校教育課》	○様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施。 ・横浜総合高校において、無料で飲み物等を用意し、リラックスした友人との交流の場を提供するとともに、大学生や社会人との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談の実施等 ・他県での農業体験、漁業体験など、就業体験プログラムの実施	○ようこそカフェ ・実施回数：7回（7月～） ・参加人数：延べ1486人 ・情報共有件数：延べ19件 ○就業体験 「農業就業体験 in 矢祭」 ・日時：9月19日～20日 ・場所：福島県東白川市 ・参加人数：14人

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和2年9月末の状況
児童扶養手当 《こども家庭課》	○ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るために奇数月に手当を支給（年6回）。	令和元年11月支給分から年6回の支給を実施中。
ひとり親家庭自立支援事業 《こども家庭課》	○ひとり親家庭に対する就業や子育て・生活の支援など、総合的な自立支援を実施。 ・ひとり親家庭思春期・接続期支援事業の実施<新規> 親子ともに大きな生活の変化を迎える中学生への接続期において、ひとり親家庭を対象とした子どもへの学習支援と親への相談支援を実施 ・日常生活支援事業<拡充> 家庭生活支援員（ヘルパー）について、定期利用の対象範囲を未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大等	○ひとり親家庭思春期・接続期支援事業の受託事業者を選定中 ○日常生活支援事業の家庭生活支援員の定期利用の対象範囲を左記のとおり拡大。

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和2年9月末の状況
施設等退所後児童に対するアフターケア事業 《こども家庭課》	○支援拠点（よこはまPortFor）の運営や、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施。 ○資格等取得や大学等初年度納入金等を支給し、進学・就職後のフォローアップを行う。	年度中に18歳到達等により施設等を退所する児童について、支援コーディネーターが施設や里親家庭を訪問し、継続支援計画の作成及び進路や退所後の支援体制を確認するとともに、支援拠点の利用登録を奨励。 ※令和2年度中に18歳到達または措置延長中の施設等入所児童（約90人） 【資格等取得支援事業申請数】2件 【大学等初年度納入金申請数】2件

第 2 期横浜市子どもの貧困対策に関する計画の策定について

1 第 2 期横浜市子どもの貧困対策に関する計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

本市では横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守り、家庭の経済状況により貧困が連鎖することを防ぐため、平成 27 年度に「横浜市子どもの貧困対策に関する計画(平成 28～令和 2 年度)」を策定し、総合的な対策に取り組んでいます。

現行計画が令和 2 年度に終了することに伴い、本市の取組を改めて整理し、引き続き、貧困の連鎖を防ぐための実効性の高い施策を展開していくため、「第 2 期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定いたします。

(2) 計画期間

5 か年(令和 3 年度～7 年度)

(3) 計画の対象

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね 20 代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより困難を抱えやすい状況にあるこども・若者とその家庭などを対象とします。

2 計画の検討体制

子どもの貧困対策に関する計画推進会議(外部有識者等による懇談会)及び庁内連絡会(関係区局による内部会議)を連動させ、お互いにフィードバックします。計画推進会議と庁内連絡会でいただいた意見や助言を踏まえ、計画を策定します。

3 計画策定スケジュール等

(1) 計画策定期間の変更について

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を延期していた子どもの貧困に関する実態把握のための調査について、令和 2 年 11 月下旬より実施します。昨年 11 月に開催した計画推進会議において、令和 2 年度中に計画を策定する旨をご報告させていただきましたが、調査時期の変更に伴い、計画の策定は令和 3 年の 9 月を予定しています。

(2) 策定スケジュール(予定)

- | | |
|--------------------|--|
| ・令和 2 年 11 月下旬～2 月 | 実態把握のための調査を実施 |
| ・令和 3 年 2 月 | 本市の子どもの貧困の状況 [※] 、計画の基本的な考え方等
をとりまとめた骨子を作成 |
| ・令和 3 年 5～6 月 | 素案作成、市民意見募集 |
| ・令和 3 年 8 月 | 原案策定 |
| ・令和 3 年 9 月 | 計画策定 |

※骨子作成時点では、調査結果分析中であるため、最終的な調査結果を踏まえ、素案作成。

令和2年11月時点

		実態把握調査 (アンケート、ヒアリング)	計画推進会議及び 計画検討	市会	
令和2 年度	9月			計画策定概要等報告	
	10月				
	11月			令和2年度第1回計画推進会議	
				○計画策定に係る実態把握調査に関する意見交換等	
	12月	ヒアリング 調査実施		現行計画の振り返り 今後の方向性等報告	
	1月		アンケート 調査実施		
	2月		集計・分析	令和2年度第2回計画推進会議	調査結果速報、骨子案報告
	3月	調査結果とりまとめ		○調査結果速報の共有 ○骨子に関する意見交換等	
令和3 年度	4月				
	5月		素案作成		
				令和3年度第1回計画推進会議	素案報告
			○調査結果の共有 ○素案に関する意見交換等		
	6月		市民意見募集		
	7月				
	8月			原案策定	
				令和3年度第2回計画推進会議	
			○市民意見募集結果報告 ○原案に関する意見交換等		
9月			計画策定	市民意見募集結果・原案報告	

第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画の策定に係る 実態把握のための調査概要について（案）

第2期計画の策定にあたって、本市における子どもの貧困の実態を把握するため、市民アンケート及び支援者等ヒアリングを実施します。

I 市民アンケート

1 調査の目的

子どもや家庭の生活実態に関する基礎的なデータを収集することにより、現に困窮状態にある、または困難を抱えやすい状況にある子どもや家庭の実態を多面的に把握し、今後5か年で取り組む施策の検討や課題の分析等に活用します。

2 調査方法

(1) 調査対象者 ※住民基本台帳からの無作為抽出

- ① 市内在住の 5歳児の保護者 4,000人
- ② 〃 小学5年生の子ども及びその保護者 8,000人（4,000世帯）
- ③ 〃 中学2年生の子ども及びその保護者 8,000人（4,000世帯）

※現行計画策定時の調査では、24歳未満の子ども・若者のいる世帯（6,000世帯）の保護者を対象（住民基本台帳から無作為抽出）

【対象者の考え方】

- ・子どもに対する調査を実施するため、子ども自身が設問趣旨を理解して適切に回答できる年齢である必要があること、また、小学6年生や中学3年生は進学（受験）を控えていることから、その1学年下の小学5年生、中学2年生を対象としています。
- ・また、未就学期の育ちや学びは貧困対策の基盤であり、実態把握が重要であることから、5歳児の子どもをもつ保護者に対する調査を併せて実施します。
- ・中学卒業後から20代前半までの若者については、高校生や大学生、就労されている方など、状況が様々であるため、アンケートによる一律の調査ではなく、支援者等ヒアリング等により実態を把握します。

(2) 回答方式

無記名、選択式（一部記入式）

(3) 送付・回収

郵送配布・回収

4 実施スケジュール（予定）

- 12月中旬 調査票送付・調査実施（3週間程度）
- 1月上旬 調査票回収
- 2月上旬 調査結果（速報）まとめ
- 3月下旬 調査結果報告書作成

《調査票構成・項目案等について》

1 調査のポイント

- 子どもと保護者の双方に調査することにより、保護者の様々な状況が子どもにどのような影響を与えているか、生活習慣、学習習慣、周囲との人間関係、自己肯定感等、多面的に把握します。
- 感染症の拡大による子どもや家庭への影響についても把握できるよう、調査票を設計します。
- 一部項目については、現計画策定時の調査と経年比較が可能となるよう、調査票を設計するとともに、国が示した共通調査項目を参考に、他自治体との比較を想定した項目を追加等します。

2 各調査票の構成等について

(1) 子ども票案 (問数 27)

教育		現行計画策定時	国共通調査項目	コロナ関連	調査票案-問番号
学習習慣・環境	1日の勉強時間	○	●		問17
	学校以外で勉強する場面		●		問16
学力	学校の成績	○	●		問19
	授業の理解度、わからなくなった時点	○	●		問20
将来展望	進学の見通しとその理由	○	●		問18
新型コロナ	学校や勉強のことに関する影響			★	問24
生活環境		現行計画策定時	国共通調査項目	コロナ関連	調査票案-問番号
健康・精神状態等	現在の健康状態	○			問14
	虫歯の有無等				問13
	生活満足度		●		問15
	自己肯定感	○			問21
	精神状態			★	問24
人間関係 (社会的関わり)	親、学校の先生・友達との関係	○			問23
	相談できる相手の有無・相談相手	○	●		問27
生活習慣	食事の頻度	○	●		問4
	孤食の状況	○			問5
	就寝時間の規則性		●		問12
	自分で使うことのできるものの有無等 (パソコン、勉強机、ゲーム机等)				問3
	放課後の居場所・誰と過ごすか				問6～8
	ゲームやネット、SNS、家事、きょうだい など家族の世話の頻度等				問9～11
新型コロナ	ふだんの生活に関する影響			★	問24
属性		現行計画策定時	国共通調査項目	コロナ関連	調査票案-問番号
	性別	○	●		問1
	通っている学校の種類	○			問2
支援の利用状況等		現行計画策定時	国共通調査項目	コロナ関連	調査票案-問番号
支援の状況	居場所等の利用状況等 (地域の居場所、学習支援等)		●		問25
その他		現行計画策定時	国共通調査項目	コロナ関連	調査票案-問番号
	学校を休んだ、いじめられた経験等				問22
	悩みや心配事、困っていること <自由記述あり>	○			問26,28

(2) 保護者票案 (問数 41)

経済状況		現行計画策定時	国共通調査項目	コロナ関連	調査票案-問番号
家計状況	現在の暮らし向き	○	●	★	問28,29
	保護者が子どもの頃の暮らし向き				問30
	世帯収入	○	●		問35,36
剥奪・滞納	病院等で受診できなかった経験	○			問15
	体験等の欠如				問17,18
	食料、衣料その他の必要なもの買えなかった経験	○	●		問31~33
	公共料金等の滞納・未払い経験	○	●		問34
教育		現行計画策定時	国共通調査項目	コロナ関連	調査票案-問番号
将来展望	子どもの進学の見通しとその理由	○	●		問19
生活環境		現行計画策定時	国共通調査項目	コロナ関連	調査票案-問番号
健康・精神状態	現在の健康状態	○			問12
	病気・障害等の有無 (過去1年)	○			問13
	精神状態 (過去1カ月)		●		問14
親子関係	子どもとの関り方		●		問20
人間関係	相談できる相手の有無・相談相手	○			問38
子どもの状況	健康状態 (5歳児)	○			問23
	虫歯の有無等				問24
	子ども (兄弟姉妹含む) 障害の有無	○			問16
	就寝時間の規則性 (5歳児)		●		問25
	孤食の状況 (5歳児)	○			問26
	食事の頻度 (5歳児)		●		問27
	不登校経験の有無	○			問21
新型コロナ	子どもや家庭への影響			★	問22
保護者の就労		現行計画策定時	国共通調査項目	コロナ関連	調査票案-問番号
就労状況	就労の有無、就労形態	○	●		問9
	平日の日中以外の勤務の有無、時間				問9
	就労していない理由	○	●	★	問9
新型コロナ	就労に関する影響			★	問10
家族構成・家庭環境等の基本属性		現行計画策定時	国共通調査項目	コロナ関連	調査票案-問番号
	子どもの年齢・学年及びアンケート回答者	○			問1,2
	居住区	○			問3
	世帯員数・家族構成	○	●		問4,5
	ひとり親世帯の該否	○	●		問6
	養育費の取り決め、受け取りの有無		●		問7
	日本語以外の使用言語		●		問8
	最終学歴	○	●		問11
支援の利用状況等		現行計画策定時	国共通調査項目	コロナ関連	調査票案-問番号
支援の状況	支援制度の利用状況 (生保、児扶手等)	○	●		問37
支援の希望	現在、又は将来にあったほうが良い支援	○			問40
	支援を受けられるようにするため、重要だと思うこと	○			問41
その他	子どものことで現在悩んでいること	○			問39

- ・・・現行計画策定時の時に実施したアンケート調査において同様の趣旨の質問をしている項目
 ●・・・地方公共団体が実施した子供の貧困に関する実態調査の分析及び貧困の連鎖に関する先行研究の整理を通じて、内閣府が示した調査を実施する上で参考となる項目
 ★・・・新型コロナウイルス感染症の拡大による子どもや家庭への影響に関する項目

《調査票案について》

- ・子ども票案：添付1のとおり
- ・保護者票案：添付2のとおり

2 支援者等ヒアリング

1 概要

日常的に子どもや家庭に関わる方々から、数字には表れにくい子どもや家庭の多様な困難の状況や必要な支援等についてお聞きすることにより、第三者・専門的な視点から現状を捉え、きめ細かな実態把握を行います。

2 主なヒアリング内容

- 気になる子ども・家庭への対応方法 【早期発見の視点から】
- 支援につながった経緯 【特定対象者に対する支援の視点から】
- 子どもや家庭の抱える困難・課題等 ○関係機関との連携状況
- 支援の成功事例、支援にあたっての課題 など

3 ヒアリング対象団体（案）

ヒアリング対象（案）		現行計画 策定時	視点	
			早期発見	特定対象者
1	母子保健コーディネーター（区こども家庭支援課）		●	
2	こんにちは赤ちゃん訪問事業（区こども家庭支援課）		●	
3	地域子育て支援拠点		●	
4	保育所	○	●	
5	放課後キッズクラブ		●	
6	放課後学び場事業		●	
7	市立小学校（教員）	○	●	
8	市立中学校（教員）	○	●	
9	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー	○	●	
10	市立高等学校（定時制高校）（教員）	○	●	
11	地域における子どもの居場所（子ども食堂など）		●	
12	母子家庭等就業・自立支援センター	○		●
13	生活保護・生活困窮者自立支援（区生活支援課）	○		●
14	寄り添い型生活支援事業	○		●
15	寄り添い型学習支援事業	○		●
16	児童家庭支援センター	○		●
17	児童相談所	○		●
18	母子生活支援施設	○		●
19	乳児院	○		●
20	児童養護施設	○		●
21	青少年相談センター			●
22	地域ユースプラザ	○		●
23	若者サポートステーション	○		●
24	国際交流ラウンジ	○	●	

4 実施スケジュール（予定）

- 11月下旬～1月下旬 ヒアリング調査実施
- 2月頃 調査結果（速報）まとめ
- 3月頃 調査結果報告書作成

平成 27 年度子どもの貧困に関する実態把握のための調査概要

1 アンケート調査

子ども・若者のいる世帯について、各世帯における生活の様子や物質的剥奪の状況、保護者や子ども・若者の健康状態、就業の状況等、貧困の状態にあると考えられる世帯や貧困に陥りやすい世帯の状況を様々な観点から把握・分析しました。

	市民アンケート	対象者アンケート
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・相対的貧困の状況にある世帯の推計に必要な情報把握 ・各世帯の生活、健康、就業や物質的剥奪状況の把握、分析 	<p>生活に困窮していると想定される世帯の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活、健康、就業や物質的剥奪状況及び支援ニーズの把握 (保護者向け) ・学校生活や家族との関わり、悩み等 (中高生向け)
対象	24 歳未満の子ども・若者のいる世帯 計 6,000 世帯	<ul style="list-style-type: none"> ①生活保護受給世帯 (保護者・中高生) ②児童扶養手当受給世帯 (保護者・中高生) ③寄り添い型学習等支援事業 (保護者・中高生) ④児童養護施設入所児童 (中高生) <p>計 2,461 人</p>
調査方法	郵送配布・郵送回収	区役所や施設等を通じ配布、郵送回収
有効回答数・率	2,657 (44.3%)	<p>保護者 (①～③) : 212 (16.8%)</p> <p>中高生 (①～③) : 120 (12.0%)</p> <p>中高生 (④) : 138 (71.1%)</p>

2 支援者等ヒアリング

生活に困窮していると想定される子どもや家庭の様子について把握することを目的に、日頃から困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている方に対し、子どもや保護者の特徴・課題等及び制度・連携の仕方等に関する課題等について、ヒアリング調査を実施。

<ヒアリング対象>

区役所、児童相談所、児童家庭支援センター、乳児院、母子生活支援施設、ひとり親支援団体、児童養護施設、保育所、学校関係者、定時制高校、寄り添い型学習等支援事業、困難を抱える子ども・若者の自立支援事業者、外国籍の子どもに対する支援施設 など

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

(注) 赤字は令和元年改正による主な変更部分

目的

- ・子どもの**現在**及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- ・**全ての子ども**が心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人が夢や希望を持つことができる**ようにする
- ・**子どもの貧困の解消**に向けて、**児童権利条約の精神**に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する

基本理念

- ・**社会のあらゆる分野**において、子どもの年齢及び発達に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
- ・背景に**様々な社会的な要因**があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成 案の策定時に子どもや保護者等の意見を反映させるための措置を講ずる ・子どもの貧困の状況・子どもの貧困対策の実施状況の公表（毎年1回）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案



大綱に定める事項

基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 <small>子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等</small>	
教育の支援	生活の 安定に資するための支援
保護者に対する 職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の 施策の推進体制

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- 生活困窮家庭の親の自立支援 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- 児童扶養手当制度の着実な実施 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- 養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- 地方公共団体の計画策定等支援
- 子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する指標
(参考:子供の貧困対策に関する大綱)

参考資料 2

指標	国		横浜市		出典、算出方法等
	現大綱策定時	直近値	現計画策定時	直近値/時点	
教育の支援					
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8% (平成25年4月1日現在)	94.0% (平成31年4月1日現在)	96.4% (平成27年4月1日)	97.0% (令和2年4月1日)	年度末報告
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3% (平成25年4月1日現在)	4.3% (平成31年4月1日現在)	5.1% (平成26年度)	3.6% (令和2年4月1日)	年度末報告
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9% (平成25年4月1日現在)	36.1% (平成31年4月1日現在)	36.8% (平成27年4月1日)	42.0% (令和2年4月1日)	年度末報告
児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	96.6% (平成26年5月1日現在)	96.2% (令和元年5月1日現在)	97.6% (平成26年度末)	93.5% (令和元年5月1日現在)	社会的養護の現況に関する調査 (令和元年度実施)
児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	22.6% (平成26年5月1日現在)	28.3% (令和元年5月1日現在)	22.2% (平成26年度末)	22.6% (令和元年5月1日現在)	社会的養護の現況に関する調査 (令和元年度実施)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)	72.3% (平成23年度)	81.7% (平成28年11月1日現在)	-	-	-
ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	93.9% (平成23年度)	95.9% (平成28年11月1日現在)	-	-	-
ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	41.6% (平成23年度)	58.5% (平成28年11月1日現在)	-	-	-
全世帯の子供の高等学校中退率	1.5% (平成24年度)	1.4% (平成30年度)	-	市立高校全日制:0.4% 市立高校定時制:11.5% (平成30年度)	-
全世帯の子供の高等学校中退者数	51,871人 (平成24年度)	48,594人 (平成30年度)	-	市立高校全日制:26人 市立高校定時制:144人 (平成30年度)	-
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	18.0% (平成24年度)	50.9% (平成30年度)	-	63.6% (令和元年度)	-
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	23.8% (平成24年度)	58.4% (平成30年度)	-	69.9% (令和元年度)	-
スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	37.6% (平成24年度)	67.6% (平成30年度)	100% (平成27年度)	100% (令和2年度)	-
スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	82.4% (平成24年度)	89.0% (平成30年度)	100% (平成27年度)	100% (令和2年度)	-
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	47.5% (平成25年度)	69.4% (平成30年度)	-	100% (令和元年度)	-
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	-	73.7% (令和元年度)	-	37.6% (平成31年度入学生)	-
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	-	78.9% (令和元年度)	-	89.9% (平成31年度入学生)	-
高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学 短期大学 高等専門学校 専門学校	-	-	-	-
生活の支援					
滞納経験(電気、ガス、水道) (ひとり親世帯)	-	電気料金:14.8% ガス料金:17.2% 水道料金:13.8% (平成29年)	-	-	-
滞納経験(電気、ガス、水道) (子供のいる全世帯)	-	電気料金:5.3% ガス料金:6.2% 水道料金:5.3% (平成29年)	-	-	-
過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験(ひとり親世帯)	-	食料困窮経験:34.9% 衣服が買えない経験:39.7% (平成29年)	-	-	-
過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験(子供のいる全世帯)	-	食料困窮経験:16.9% 衣服が買えない経験:20.9% (平成29年)	-	食糧:17.4% 衣服:19.9% (平成27年調査)	市民アンケート(平成27年度) 「よくあった」「ときどきあった」 「ほとんどなかった」割合の合計
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (ひとり親世帯)	-	重要な事項の相談:8.9% いざという時のお金の援助: 25.9% (平成29年)	-	-	-
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (等価世帯所得第1~3十分位)	-	重要な事項の相談:7.2% いざという時のお金の援助: 20.4% (平成29年)	-	-	-

子供の貧困対策に関する指標
(参考:子供の貧困対策に関する大綱)

参考資料 2

指標	国		横浜市		出典、算出方法等
	現大綱策定時	直近値	現計画策定時	直近値/時点	
保護者の就労支援					
ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯)	-	80.8% (平成27年)	84.7% (平成24年度)	86.3% (平成29年度)	平成29年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査
ひとり親家庭の親の就業率 (父子世帯)	-	88.1% (平成27年)	90.5% (平成24年度)	89.4% (平成29年度)	平成29年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	-	44.4% (平成27年)	-	44.6% (平成29年度)	平成29年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)	-	69.4% (平成27年)	-	66.2% (平成29年度)	平成29年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査
経済的支援					
子供の貧困率 (国民生活基礎調査)	16.3% (平24年)	13.5% (平30年)	-	-	-
子供の貧困率 (全国消費実態調査)	9.9% (平21年)	7.9% (平26年)	-	-	-
子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 (国民生活基礎調査)	54.6% (平24年)	48.1% (平30年)	-	-	-
子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 (全国消費実態調査)	62.0% (平21年)	47.7% (平26年)	-	-	-
ひとり親家庭のうち養育費についての取決め をしている割合(母子世帯)	37.7% (平23年11月1日現在)	42.9% (平28年度)	-	47.2% (平成29年度)	平成29年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査
ひとり親家庭のうち養育費についての取決め をしている割合(父子世帯)	17.5% (平23年11月1日現在)	20.8% (平28年度)	-	34.3% (平成29年度)	平成29年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子 供の割合(母子世帯)	77.5% (平23年11月1日現在)	69.8% (平28年度)	-	-	-
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子 供の割合(父子世帯)	92.6% (平23年11月1日現在)	90.2% (平28年度)	-	-	-

新型コロナウイルス感染症に関する子ども・子育て世帯等への主な支援（令和2年度）

1 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯に対し、対象児童^{*}一人あたり1万円を給付（6月15日以降順次給付）

※支給対象児童：平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童

2 ひとり親世帯への支援

（1）臨時特別給付金

ア 市独自の給付金

児童扶養手当受給世帯に対して、1世帯あたり2万円を給付（6月30日以降順次給付）

イ 国の制度に基づく給付金

児童扶養手当受給世帯や収入が減少した世帯へ、国の制度に基づき臨時特別給付金を給付

（2）ひとり親世帯フードサポート事業【資料5 - 「ひとり親家庭への支援」関連事業】

フードバンク団体から提供を受けた食品をひとり親世帯へ提供する「ぱくサポ」（ひとり親世帯への食品提供会）を実施。

（3）ひとり親 SNS 就労サポート事業【資料5 - 「ひとり親家庭への支援」関連事業】

SNSを活用して就労支援事業などの様々なひとり親支援施策等を紹介し、個別支援を強化。

3 その他の支援

○児童虐待・DV対策関連事業（児童虐待防止啓発地域連携事業）

外出自粛等に伴う生活不安、ストレスによる児童虐待等の増加・深刻化が懸念されたため、折り込み広告やウェブサイト等の広報手段により相談窓口を周知し、要支援者の孤立化を予防。

児童虐待の潜在化が危惧されるとの共通の認識のもと、神奈川県、川崎市、相模原市及び横須賀市と合同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」の共同運用を開始。

○生活困窮者自立支援事業

生活に困っている方への相談・支援体制を強化するとともに、支援メニューの一つである住居確保給付金について、支援対象を離職や廃業と同程度の状況にある方にも拡大。

○住まいの確保

収入が減少した方が入居する「家賃補助付きセーフティネット住宅^{*}」のオーナーに対する家賃減額補助の上限額を引き上げ、入居者の家賃負担を軽減（住宅セーフティネット構築事業）。

※高齢者や子育て世帯、障害のある方、所得の低い方など住まい探しにお困りの方の入居を受け入れる住宅として登録された住宅

○放課後学び場事業【資料5 - 「生活支援・学習支援」関連事業】

学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対し、全校一斉臨時休業中の遅れを補う学習支援を放課後に実施するため、文部科学省学校・子供応援サポーター人材バンクの活用によるボランティア確保の支援や、事業の申請期間の延長を実施。

《新型コロナウイルス感染症対策に関するこれまでの経緯》

- | | |
|-------|---|
| 1月15日 | 国内初の感染症患者発生 |
| 1月30日 | 国が「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置 |
| 3月14日 | 横浜市「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置 |
| 4月7日 | 緊急事態宣言発出（～5月6日まで）
※5/4 緊急事態宣言延長（～5月31日まで） |
| 4月17日 | 「緊急事態措置」として外出等の自粛を要請（～5月6日まで）
※5/5 自粛期間を延長（～5月31日まで） |
| 4月25日 | 「緊急事態措置」として施設等の休業を要請（～5月6日まで） |
| 5月25日 | 「緊急事態宣言」を全面解除 |
| 6月1日 | 外出自粛等の段階的緩和ステップ①
※ 6月19日～ステップ② 7月10日～ステップ③ |

※市立学校の臨時休業期間：3月3日～5月31日（3月26日～4月4日の間は春休み）